
令和8年版昼・夜間課程教科書の改訂について

<目 次>

必修課目

関係法規・制度	1
衛生管理	3
保健	7
文化論	8
運営管理	10
理容技術理論 1	12
理容技術理論 2	13
理容実習 1	15
美容技術理論 1	16
美容技術理論 2	17
美容実習 1	18

選択課目

社会福祉	19
------	----

高等科（中卒）

高等科 化学	20
高等科 保健	21

※修正なし

化粧品化学、理容実習2、美容実習2、外国語、理容・美容カウンセリング、
ビジネスマナー、ヘアスタイル画によるトータルファッション、
まつ毛エクステンション、高等科 現代社会

公開日：令和8年3月5日

公益社団法人 日本理容美容教育センター

関係法規・制度

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
23	側注 7～9	…指定都市（人口50万人のうちから政令で指定）	23	側注 7～12	…指定都市（人口50万人以上のうちから政令で指定されて都道府県で行う事務の一部を処理することとされた市、政令指定都市又は、政令市と呼ばれることもある。）
61	12～14 側注	受験の申込みは、受験願書のほかに、卒業証明書あるいは卒業見込証明書、受験者本人の写真を、試験研修センターあてに <u>郵送で提出することになる。</u>	61	12～14 側注	受験の申込みは、受験願書のほかに、卒業証明書あるいは卒業見込証明書、受験者本人の写真を、試験研修センターあてに <u>提出することになる。</u> <u>(注6)</u> <u>令和8年5月よりオンラインでも申請できるようになった。</u> 〈追加〉
69	25～30 側注 側注	まず、免許を受けようとする者から、厚生労働大臣（指定登録機関）に対し、所定の様式による免許申請書に、①戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し（本籍が記載されているもの。外国人の場合は住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したもの。）のいずれか、②精神の機能の障害に関する医師の診断書を添えて提出する。	69	25～30 側注 側注	まず、免許を受けようとする者から、厚生労働大臣（指定登録機関）に対し、所定の様式による免許申請書を提出する（注7）。申請書には、①戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し（本籍が記載されているもの。外国人の場合は住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したもの。）のいずれか、②精神の機能の障害に関する医師の診断書を添える必要がある（注8）。 <u>(注7)</u> <u>令和8年3月よりオンラインでも申請できるようになった。</u> 〈追加〉 <u>(注8)</u> <u>添付する戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写しについては発行後6ヶ月以内のもの、医師の診断書については発行後3ヶ月以内のものが求められている。</u> 〈追加〉
81	28～29 側注	このうち、本籍地と氏名は免許証（免許証明書）の書換え交付を申請することができる。	81	28～29 側注	このうち、本籍地と氏名は免許証（免許証明書）の書換え交付を申請することができる（注15）。 <u>(注15)</u> <u>本籍地、氏名の変更については、名簿の訂正及び免許証（免許証明書）の書換え交付が令和8年3月よりオンラインでも申請できるようになった。</u> 〈追加〉
82	28～29 側注	厚生労働大臣（指定登録機関）に免許証（免許証明書）の再交付の申請ができる。	82	28～29 側注	厚生労働大臣（指定登録機関）に免許証（免許証明書）の再交付の申請ができる（注16）。 <u>(注16)</u> <u>令和8年3月よりオンラインでも申請できるようになった。</u> 〈追加〉
91	3～5	<u>講習会を行う機関としては試験研修センターが、各都道府県知事の指定を受けて講習会を実施しているが、一部の都道府県では、都道府県が独自に講習会を実施している。</u>	91	3～4	<u>各都道府県知事は講習会を行う機関として、主として試験研修センターを指定し、試験研修センターは講習会をエリアごとに実施している。</u>

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
109	28～29	②婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容・美容を行う場合	109	28～32	②婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容・美容を行う場合 <u>婚礼や葬儀など儀式の直前に会場で行う場合は、出張でのサービス提供が認められている。ただし、結婚式のリハーサルや、儀式を行わずに撮影のみを行うフォトウェディングは儀式の対象外のため認められていない。</u>
130	12	また、所得税法、消費税法などの税に関する法律、医療保険、年金など社会保障に関する法律については運営管理の教科書で取り上げられている。	130	12	また、所得税法、消費税法などの税に関する法律、医療保険、年金、雇用保険など社会保険に関する法律については運営管理の教科書で取り上げられている。
	図1	3 雇用に関連する法律 (1) 労働基準法 (2) 労働安全衛生法 (3) <u>雇用保険法</u> (4) <u>労働者災害補償保険法</u>		図1	3 雇用に関連する法律 (1) 労働基準法 (2) 労働安全衛生法
134	21	<u>理容業・美容業で排出された廃棄物のうち、レザールの替え刃は産業廃棄物の金属くずに、化粧品容器等のプラスチック製品は産業廃棄物の廃プラスチック類に該当し、それ以外の髪の毛、紙、布片等は事業系一般廃棄物に分類される。</u>	134	図2	〈廃棄物の区分表に差替え〉
139	18	なお、 <u>業務委託・請負は、注文主から受けた仕事の完成に対して報酬が支払われるので、注文主の指揮命令を受けない事業主として扱われ、基本的には労働者としての保護は受けない。</u>	139	19	なお、 <u>労働者が失業した場合などに給付を行う雇用保険法と業務が原因のけが、病気、死亡などの場合に給付を行う労働者災害補償保険法については、運営管理の教科書を参照すること。</u>
141	8～25	3 <u>雇用保険法</u> <u>雇用保険法は、…（中略）…給付を受ける手続きは、労働者の住所地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）で行う。</u> 4 <u>労働者災害補償保険法</u> <u>労働者災害補償保険法は、…（中略）…申請の手続きは事業所を管轄する労働基準監督署で行う。</u>	141	8	〈削除〉

※その他、用字・用語の統一・整理を行った。

衛生管理

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
19	表1-3 26	地域保健法による保健所の事業 ● <u>エイズ、結核、性病、伝染病</u> その他の疾病の予防に関する事項	19	表1-3 26	地域保健法による保健所の事業 ● <u>感染症</u> その他の疾病の予防に関する事項
20	10～24	また、保健所には都道府県の設置する保健所と保健所設置市（指定都市、中核市、地域保健法施行令第1条第3号に定められた保健所を設置する市）及び東京都の特別区（23区）の設置する保健所とがある。…（中略）…一方、 <u>政令市と東京都特別区</u> の保健所では、市や区として行うべき衛生行政をあわせて行っていることが多い。	20	10～24	また、保健所には都道府県の設置する保健所と保健所設置市（指定都市*、中核市、地域保健法施行令第1条第3号に定められた保健所を設置する市）及び東京都の特別区（23区）の設置する保健所とがある。…（中略）…一方、 <u>保健所設置市と特別区</u> の保健所では、市や区として行うべき衛生行政をあわせて行っていることが多い。
			20	側注	* <u>人口50万人以上のうちから政令で指定されて都道府県で行う事務の一部を処理することとされた市。政令指定都市又は政令市と呼ばれることもある。</u> 〈追加〉
21	22	■出生率の <u>低下</u> ■	21	22	■出生率の <u>推移</u> ■
	23～25	我が国の高齢化は過去に例のないスピードで進んでおり、その背景には <u>平均寿命の延び、死亡率の低下</u> があるが、そのほかに <u>出生率の低下</u> もあげられる。ここでは出生率について学ぶこととする。	23～25	23～25	我が国の高齢化は過去に例のないスピードで進んでおり、その背景には <u>出生率の低下と、高齢者の死亡率の低下</u> があるが、ここでは出生率について学ぶこととする。
22	24	■母子保健の <u>水準の改善</u> ■	22	24	■母子保健の <u>水準の推移</u> ■
23	6	…妊産婦死亡率は、 <u>出生1万人または10万人</u> に対する比率で表す。	23	6	…妊産婦死亡率は、 <u>出産*10万人</u> に対する比率で表す。
				側注	* <u>出産数</u> <u>出生数+死産数</u> 〈追加〉
24	17～21	妊産婦は、妊娠や出産に関して必要な保健指導を受けることができる。 <u>妊娠や出産などは、本来は生理的現象であって病気ではないが、場合によっては健康を損なうことがあり、ときには生命の危険を招くこともある。</u> そのため、 <u>妊産婦は医療機関などで健康診査を受けることができるようになっており、…</u>	24	16～17	妊産婦は、妊娠や出産に関して必要な保健指導を受けることができ、 <u>医療機関などで健康診査を受けられるようになってきている。</u>
25	6	①我が国における死亡率の <u>低下</u>	25	4	①我が国における死亡率の <u>推移</u>
26	6～7	…人口の高齢化にともない、がん、 <u>心臓病、肺炎</u> などの死亡率が高くなってきていることは見逃せない。	26	4～5	…人口の高齢化にともない、がん、 <u>心疾患</u> などの死亡率が高くなってきていることは見逃せない。
	9	② <u>平均寿命の延び</u>		7	② <u>平均寿命の推移</u>
26 以降 同上		<u>脳卒中</u> <u>心臓病</u>	26 以降 同上		<u>脳血管疾患</u> <u>心疾患</u>

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
29	17	健康を増進し、疾病の発病を予防する <u>第1次</u> 予防に重点をおいた、…	29	17	健康を増進し、疾病の発病を予防する <u>二次</u> 予防に重点をおいた、…
	図1-8	主要死因別にみた死亡率（人口10万対）の年次推移		図1-8	〈図に「老衰」のグラフを追加〉
31	10～11	…女性では、大腸がん、肺がん、 <u>乳がん</u> が上位を占めている。	31	10～11	…女性では、大腸がん、肺がん、 <u>膵がん</u> が上位を占めている。
36	図1-16	我が国の高齢化の推移と将来推計（1960～2070年） 資料： <u>2000</u> 年までは総務庁統計局「国勢調査」、 <u>2005</u> 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2023年 中位推計）	36	図1-16	我が国の高齢化の推移と将来推計（1960～2070年） 資料： <u>2020</u> 年までは総務庁統計局「国勢調査」、 <u>2025</u> 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2023年 中位推計）
45	19～21	…①生理機能の変化、②生化学的変化、③形態学的変化、④精神的ないし心理的な作用を通じた行動上の変化、などで区分される。	45	19～21	…①生理機能の変化、②生化学的変化*、③形態学的変化*、④精神的ないし心理的な作用を通じた行動上の変化、などで区分される。
				側注	<u>*生化学的変化</u> 体内で化学的に変化（化学反応）すること。消化、呼吸、代謝など。 例 ごはんやパンに含まれる炭水化物が消化されてブドウ糖に分解される。〈追加〉
				側注	<u>*形態学的変化</u> 身体の組織や細胞の構造、形が変化すること。 例 ケガをしたときにできるかさぶた（皮膚の形が変わる）〈追加〉
57	6～11	…温熱環境の評価指標としては、不快指数、WBGT（湿球黒球温度）、 <u>MRT（平均放射温度）</u> 、 <u>OT（作用温度）</u> 、 <u>ET（有効温度）</u> 、 <u>ET*（新有効温度）</u> 、 <u>SET*（標準新有効温度）</u> 、 <u>PMV（予測平均申告）</u> などがある。 <u>これらに、前述の人体の温熱感に関わる6要素をすべて考慮して作られた総合温熱指標としてPMVやSET*がある。</u>	57	6～7	…温熱環境の評価指標としては、不快指数、WBGT（湿球黒球温度）、ET（有効温度）などがある。
	15～16	…軍隊、スポーツ、産業現場などでの熱中症などを予防するために <u>国際的に</u> 利用されている。		11～12	…熱中症などを予防するために <u>国内外で</u> 利用されている。
	17～31	■ET*（新有効温度）■ ■SET*（標準新有効温度）■ ■PMV（予測平均温冷感申告）■			〈削除〉
74	図2-7	<u>産業廃棄物の排出及び処理の推移</u>	74	表2-10	<u>理容所・美容所から排出される主な廃棄物と区分</u> 〈差替え〉
91	24～25	…コレラ、細菌性赤痢、 <u>腸チフス</u> 、A型肝炎などがこれに属する。	91	24～26	…コレラ、細菌性赤痢、 <u>腸管出血性大腸菌感染症</u> 、A型肝炎などがこれに属する。

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
91	表3-1	「理容所及び美容所における衛生管理要領」による制限 <u>(2) 開設者は、従業者又はその同居者がエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア若しくはペストの患者又はその疑いのある者である場合は、従業者本人が感染していないことが判明するまでは、作業に従事させないこと。</u>	91	表3-1	「理容所及び美容所における衛生管理要領」による制限 <u>(2) 開設者は、従業者又はその同居者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者である場合は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの期間業務に従事させないこと。</u>
92	4～5	後天性免疫不全症候群(エイズ)、B型肝炎、C型肝炎、梅毒、 <u>破傷風</u> などがこれに属する。	92	4～5	後天性免疫不全症候群(エイズ)、B型肝炎、C型肝炎、梅毒などがこれに属する。
	表3-2	病原体の身体への侵入・媒介経路による分類 「血液等を介する感染症」		表3-2	〈「破傷風」を削除〉
	表3-2	病原体の身体への侵入・媒介経路による分類 「飲食物を介する感染症」		表3-2	〈「A型肝炎」を追加〉
128	表3-9	細菌性赤痢の感染地域別発生状況			〈削除〉
162	4～7	紫外線消毒は、蒸気や煮沸によって消毒のでき <u>ないものに用いられ、ことに最近ではプラスチック製品が多くなったので、これで作られたブラシやコーム(櫛)の消毒に適している。しかし、プラスチックの一部には長時間照射すると劣化するものがある。</u>	162	4～7	紫外線消毒は、 <u>血液が付着していないシザーズなどの金属製器具の消毒に利用される。また、蒸気や煮沸が適さない材質の器具に用いられ、プラスチック製の器具にも利用されることがある。ただし、長時間照射するとプラスチックが劣化する場合があるため注意が必要である。</u>
168	11～12	<u>エタノールは、ほかの消毒薬とは反応しないので、さまざまな消毒薬と混用することができる。</u>			〈削除〉
169 5 170	31 5 14	②次亜塩素酸ナトリウムの用途と殺菌効果 <u>次亜塩素酸ナトリウムは、…(中略)…注意しなければならない。</u>	169 5 170	29 5 7	〈重複箇所の削除および内容整理〉
197	31～35	材質の変質のおそれがある場合には、 <u>汚れを洗い落とす後に紫外線消毒(プラスチックを除く)を行うか、逆性石けん水溶液(0.1%以上)や両性界面活性剤水溶液(0.1%以上)、グルコン酸クロルヘキシジン水溶液(0.05%以上)につけ、さらに水ですすぎ、水分をふき取る方法などが適している。</u>	197	23～27	〈23行目「…無難である。」の後に移動〉
	32～33	… <u>紫外線消毒(プラスチックを除く)</u> …		24	…紫外線消毒…
	側注	● <u>プラスチックのコーム類</u>		側注	● <u>コーム類</u>
198	3	…そのほか、紫外線による方法など。	198	1	…そのほか、紫外線による方法、 <u>(照射時間に注意)</u> など。
	27～30	②乾燥タオル <u>使用後のタオルは汚染されているので、直ちに0.01%以上の次亜塩素酸ナトリウムを加えた洗剤液に浸けておき、後でまとめて洗濯するとよい。洗濯後は十分に乾燥させる。血液が付着したものは、スチームタオルと同様に1の器具の消毒法に従う。</u>		25～31	〈差替え〉

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
208	付表1	●理容師法施行規則・美容師法施行規則で規定されている消毒法とその特徴	202	付表1	〈202ページ 12行目以降に移動〉
209	付表2	●理容・美容器具、布片などの消毒法 (例)	203	付表2	器具別消毒法 (例) 〈差替え〉
				付表3	材質別消毒法 〈追加〉
224	21～26	<u>(2) 開設者は、従業者又はその同居者がエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア若しくはペストの患者又はその疑いのある者である場合は、従業者本人が感染していないことが判明するまでは、作業に従事させないこと。</u>	224	21～26	<u>(2) 開設者は、従業者又はその同居者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者である場合は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの期間業務に従事させないこと。</u>
	27～30	<u>上記の感染症は、感染症法上で一類感染症もしくは二類感染症に規定されており、就業制限の対象となっている。さらに理容業・美容業という職業柄、お客さまと接客することを考えると、飛沫感染等に関する感染症にはいっそうの注意を払わなければならない。</u>	224 5 225	27 5 2	〈差替え〉

※その他、用字・用語の統一・整理を行った。

保健

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
13	24～25	… <u>角膜に連続している膜は「しろめ」のことである。</u> …			〈削除〉
73	3～4	角化細胞は表面より角質層、顆粒層、有棘層、基底層の4つの細胞層から構成される(図1-3)。…	73	3～4	角化細胞は表面より角質層(角層ともいう)、顆粒層、有棘層、基底層の4つの細胞層から構成される(図1-3)。…
78	4	… <u>額、眼瞼、鼻口唇は薄く、頬は顔面としては比較的厚い。</u> …	78	4	… <u>額、眼瞼、鼻、口唇は薄く、頬は顔面としては比較的厚い。</u> …
	参考 3	平均0.07～2mm程度といわれている。…		参考 3	<u>額の表皮の厚さは平均0.07～0.2mm程度</u> といわれている。…
116	18～19	…さらに <u>月経中はアポクリン腺の活動が盛んになることから、ニキビが悪化することが多い。</u>	116	18～19	…さらに <u>ニキビも悪化することが多い。</u>
121	28	紫外線吸収剤は、 <u>角層</u> を通過して生きた表皮まで到達する。…	121	28	紫外線吸収剤は、 <u>角質層</u> を通過して生きた表皮まで到達する。…
125	6～7	… <u>毛小皮の枚数が減少して2枚以下になったものが枝毛である。</u>			〈削除〉
130	11～12	亀裂 (③) 表皮の深層から真皮に達する線状の裂け目のことをいう。 <u>浅い亀裂では範囲が表皮にとどまるため、ヒビのような出血はない。</u>	130	11～12	亀裂 (③) 表皮の深層から真皮に達する線状の裂け目のことであり、 <u>いわゆる皮膚におけるヒビのことである。</u>
131	表6-1	分類 <u>合成樹脂</u>	131	表6-1	分類 <u>樹脂</u>
132	5～7	…高濃度であれば触れた回数などにかかわらず誰にでもカブレが生じる物質を <u>一次性刺激物質</u> という。 しかし同一の <u>一次性刺激物質</u> が皮膚に接触しても、…	132	5～7	…高濃度であれば触れた回数などにかかわらず誰にでもカブレが生じる物質を <u>一次刺激性物質</u> という。 しかし同一の <u>刺激物質</u> が皮膚に接触しても、…
	13～16	<u>合成洗剤やパーマメントウエーブ用剤の第1剤</u> などは、理容師・美容師にとって身近な刺激物質である。濃度が高いほど刺激が強く、カブレが起こりやすくなる。使用の際は適切な濃度に調節し <u>なければならない。</u> 濃度を低くすると刺激も弱まるため、…		13～15	合成洗剤などは、理容師・美容師にとって身近な刺激物質である。濃度が高いほど刺激が強く、カブレが起こりやすくなる。使用の際は適切な濃度に調節したほうがよい。濃度を低くすると刺激も弱まるため、…
166	18～20	脱毛症には、急性感染症や物質代謝障害、 <u>内分泌障害</u> などにもなって全身的に起こるものと、主に頭毛にみられるものがある(表6-4)。	166	18～20	脱毛症には、急性感染症や物質代謝障害、 <u>内分泌障害、薬剤性(抗がん薬など)</u> にもなって全身的に起こるものと、主に頭毛にみられるものがある。
167	表6-4				〈削除〉

文化論

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
18	2～10	<p>1章でもふれている理髪という語は、古代の元服時に用いた理髪<small>りぱつ</small>の語<small>ことば</small>に由来するといわれる（➡ p. 41）。近代になって、1879（明治12）年頃の理髪人鑑札及び1901（明治34）年の警視庁令第11号理髪営業取締規則によって広く用いられるようになった（図8）。</p> <p>理容という語は、1929（昭和4）年に大日本美容協会を改称した大日本理容協会や、『理容大鑑』などの刊行物、また、先の理髪営業取締規則が、1935（昭和10）年に理容術営業取締規則に改称されたことなどに例があり、昭和初期から使用された。…</p>	18	1～11	<p>1章でもふれている理髪という言葉は、古代の元服時に用いた理髪に由来するといわれている（➡ p. 41）。近代になって、1879（明治12）年頃には理髪人鑑札が発行され、また、1899（明治32）年に京都府で初の「理髪営業取締規則」が制定されたのを皮切りに、全国で次々と取締規則が定められるにつれ、全国に広まっていったと考えられる。</p> <p>理容という言葉は、1929（昭和4）年に大日本美容協会が「大日本理容協会」に改称したことや、『理容大鑑』などの刊行物、1935（昭和10）年に警視庁（東京府）の「美容術営業取締規則」が、「理容術営業取締規則」に改称された例などからみて、昭和初期から使用されていたと考えられる。…</p>
	図8	大正初期の理髪店	22	図19	<移動>
24	4	…1939（昭和14）年には国民精神総動員連盟委員会が…	24	4	…1939（昭和14）年には国民精神総動員中央連盟の委員会が…
	12～13	…パーマネントウェーブ機への電力使用が禁止となり、自粛せざるを得なくなった。		12～13	…パーマネントウェーブ機への電力使用が禁止となり、やめざるを得なくなった。
				15～16	1939（昭和14）年の生活刷新案では、男子学生、生徒の長髪廃止項目もあげられた。<追加>
25	1～4	<p>美容界では、1939（昭和14）年に大阪で淑髪美容協会が結成され、国民精神総動員委員会の審査を受けて11種の淑髪を発表した。また、1940（昭和15）年に大阪の日本理容連盟本部が国策淑髪を発表した。</p> <p>淑髪は、パーマネントウェーブをかけずに髪を整える髪型であった（図21）。</p>	25	1～9	<p>パーマネントウェーブへの風当たりが強くなる一方、美容界では、1939（昭和14）年に大阪で淑髪美容協会が結成され、非常時を反映して派手さを抑えつつ、淑やかさを感じさせる髪型を考案し、11種の「淑髪」として発表した。また、1940（昭和15）年に大阪の日本理容連盟本部が「国策淑髪」を発表した。</p> <p>当時のアサヒグラフ（図21）では、淑髪を次のように表現している。「今までのパーマネント組が、この非常時を認識して、自シユク（自粛）の心持ちを表わし、日本女性らしく貞シユク（貞淑）に、髪を縮らしたのが淑髪です。」</p>

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
30	年表	<ul style="list-style-type: none"> ・1901 (明治34) <u>警視庁令理髪営業取締規則制定、各府県へ</u> ・1906 (明治39) <u>大日本美髪会</u> ・1910～1920年代 (明治～大正～昭和) 理髪、美髪、美容学校設立 ・<u>電気ヘアアイロン、クリッパー、パーマメント機導入</u> ・1927 (昭和2) <u>美容術営業取締規則に改正</u> ・1920年代 (大正～昭和) 理髪業就業者7万人に増大 ・1941 (昭和16) 太平洋戦争突入。パーマメントウエーブ排斥 ・1947 (昭和22) 理髪、美容包括した<u>理容師法制定</u> ・1951 (昭和26) <u>理容師美容師法に改名</u> 	30	年表	<ul style="list-style-type: none"> ・1899 (明治32) <u>京都府で初の「理髪営業取締規則」制定</u> ・1901 (明治34) <u>東京府で「警視庁令理髪営業取締規則」制定</u> ・1906 (明治39) <u>「大日本美髪会」発足</u> ・1910～1920年代 (明治～大正～昭和) 理髪・美髪・美容学校設立 ・<u>電気ヘアアイロン、クリッパー、パーマメント機導入</u> ・1920年代 (大正～昭和) 理髪業就業者7万人に増大 ・1941 (昭和16) 太平洋戦争突入。パーマメントウエーブ排斥 ・1947 (昭和22) 理髪、美容を包括した<u>「理容師法」制定</u> ・1951 (昭和26) <u>「理容師美容師法」に改称</u>
32	Pick Up!	横浜の外国人居留地にあった日本初のホテル「ヨコハマ・ホテル (1860年開業)」内に、1864 (明治元) 年ヨーロッパの理髪師H. P. ファーガソンがヘアサロンを開き、…	32	Pick Up!	横浜の外国人居留地にあった日本初のホテル「ヨコハマ・ホテル (1860年開業)」内に、1864 (明治元) 年ヨーロッパの理髪師H. P. ファーガソンがヘアサロンを開き、…
45	3～6	図20の中宮寺の「天寿国繡帳」の男性は、腰丈の上衣に細帯を二重に締めて結び、袴の上にひだのある褶 (注30) を着けている。図21の「天寿国繡帳」の女性は、丸首で腰丈の上衣を着て、裙 (裳) (注31) の上に褶を着け、 <u>左肩から二重の襷を斜めにかけている。</u>	45	3～6	中宮寺の「天寿国繡帳」の男性 (図20) は、腰丈の上衣に細帯を二重に締めて結び、袴の上にひだのある褶 (注30) を着けている。女性 (図21) は、丸首で腰丈の上衣を着て、裙 (裳) (注31) の上に褶を着け、 <u>肩から布地を斜めにかけている。</u>
86	12～18	… <u>リーゼントのような長髪やパーマメントは敵国の風習として禁止されていた。髪型選択の自由が失われたこの時期は、ファッション文化については暗黒の時代であった。</u> 大日本理容連盟は <u>大政翼賛会</u> と連携して、翼賛型の髪型三種を提案した。 女性の髪型についても、 <u>淑髪美容協会</u> などが <u>パーマメント自粛型淑髪を提案した</u> 。淑髪は、 <u>パーマメントをかけずに髪を整える髪型</u> であった。	86	12～18	… <u>女性のパーマメントウエーブは自粛されていたが、事実上の禁止であった。そして、淑髪美容協会などがパーマメント自粛型淑髪を提案した。</u> <u>男性の髪型は、大日本理容連盟が大政翼賛会と連携して、翼賛型の髪型三種を提案した。</u> <u>髪型選択の自由が失われたこの時期は、ファッション文化については暗黒の時代であった。</u>

※その他、用字・用語の整理を行った。

運営管理

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
			45	10~19	税金の専門家の利用 (追加)
65	側注	老齢基礎年金 2024 (令和6) 年度においては、満額で年額816,000円である。	65	側注	老齢基礎年金 2025 (令和7) 年度においては、満額で年額831,700円である。
	側注	障害基礎年金 2024 (令和6) 年度においては、年額1級1,020,000円、2級816,000円、…		側注	障害基礎年金 2025 (令和7) 年度においては、年額1級1,039,625円、2級831,700円、…
	側注	遺族基礎年金 2024 (令和6) 年度においては、配偶者に支給される金額は年額816,000円、…		側注	遺族基礎年金 2025 (令和7) 年度においては、配偶者に支給される金額は年額831,700円、…
	側注	国民年金保険料 2024 (令和6) 年度においては、月額16,980円である。		側注	国民年金保険料 2025 (令和7) 年度においては、月額17,510円である。
66 5 67	31 5 1	…なお、被保険者51人以上の企業に勤務する短時間労働者で、… (中略) … また、被保険者50人以下の企業も、…	66 5 67	31 5 1	…なお、被保険者51人 (*3①) 以上の企業に勤務する短時間労働者で、… (中略) … また、被保険者50人 (*3②) 以下の企業も、…
			67	側注	*3 2027 (令和9) 年以降は適用範囲を拡大するため、下記のとおり変更予定。 *3① 51人→36人 *3② 50人→35人 (追加)
68	図2-3	医療保険の仕組み	68	図2-3	(健康保険証廃止に伴うイラストの修正)
69	6~10	…健康保険組合 (理容業・美容業を対象とするものとして全日本理美容健康保険組合 (*5) がある)、 <u>共済組合</u> である。 加入制度別の被保険者・組合員 (*6) は以下の表のとおりである。一定の要件を備えた被扶養者も加入者となる。	69	6~10	…健康保険組合 (理容業・美容業を対象とするものとして全日本理美容健康保険組合 (*6) がある) である。 加入制度別の被保険者は以下の表のとおりである。一定の要件を備えた被扶養者も加入者となる (*7)。
	絵			絵	(健康保険証廃止に伴うイラストの修正)
	表中	被保険者 (<u>※共済は組合員</u>)		表中	被保険者
	表中	<u>共通組合の短期給付</u>			(削除)
	側注	*5 全日本理美容健康保険組合 …2024 (令和6) 年度の保険料率は、…		側注	*6 全日本理美容健康保険組合 …2025 (令和7) 年度の保険料率は、…
				側注	*7 <u>公務員等</u> 国家公務員、地方公務員等は「共済組合」に「組合員」として加入する。 (追加)

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
70	側注	健康保険料 全国健康保険協会の場合、 <u>2024 (令和6)</u> 年における… (中略) …介護保険料率 <u>1.60%</u> が加算される。	70	側注	健康保険料 全国健康保険協会の場合、 <u>2025 (令和7)</u> 年における… (中略) …介護保険料率 <u>1.59%</u> が加算される。
	側注	*7 健康保険の出産育児一時金について <u>2024 (令和6)</u> 年度においては、…		側注	*8 健康保険の出産育児一時金について <u>2025 (令和7)</u> 年度においては、…
72	側注	*8 国民健康保険の出産育児一時金について <u>2024 (令和6)</u> 年度においては、…	72	側注	*9 国民健康保険の出産育児一時金について <u>2025 (令和7)</u> 年度においては、…
73	絵				<削除>
74	12～16	<u>労働者が失業し、賃金が受けられなくなった場合に一定期間所得保障を行う制度として開始された失業保険制度は、現在では雇用保険と名称を変え、求職活動をする場合、教育訓練を受ける場合のほか、高齢・育児・介護といった雇用の継続が困難になりやすい場合にも給付を行う制度になっている。</u>	74	12～15	<u>労働者が失業した際に、一定期間の所得保障を行う雇用保険は、求職活動をする場合、教育訓練を受ける場合のほか、高齢・育児・介護といった雇用の継続が困難になりやすい場合にも給付を行う制度になっている。手続きについては、公共職業安定所 (ハローワーク) で行う。</u>
76	10	…必要な保険給付を行う制度である。	76	10～11	…必要な保険給付を行う制度である。 <u>手続きについては、事業所を管轄する労働基準監督署で行う。</u>
	側注	*15 雇用保険料率 <u>2024 (令和6)</u> 年度の保険料率は、被保険者負担が <u>0.6%</u> 、事業主負担が <u>0.95%</u> (建設業等一部業種を除く) である。…		側注	*16 雇用保険料率 <u>2025 (令和7)</u> 年度の保険料率は、被保険者負担が <u>0.55%</u> 、事業主負担が <u>0.9%</u> (建設業等一部業種を除く) である。…
78	側注	*19 労災保険料率 … <u>2024 (令和6)</u> 年度においては、0.3%である	78	側注	*20 労災保険料率 … <u>2025 (令和7)</u> 年度においては、0.3%である
79	10～28	マイナンバー制度	79	10～19	<具体的な活用事例の加筆及び内容整理>
87	12～13	…50人未満の職場についてもメンタルヘルス不調の未然防止のため、できるだけ実施することが望ましい。	87	12～13	…50人未満の職場についてもメンタルヘルス不調の未然防止のため、できるだけ実施することが望ましい (*2)。
				側注	*2 <u>2028 (令和10) 年5月までに義務化される予定。</u> <追加>

※その他、用字・用語の統一・整理を行った。

美容技術理論 1

旧 (2025年4月1日発行)			新 (2026年4月1日発行)		
頁	行		頁	行	
16	図	頭部及び顔部 (顔面) の名称	16	図	〈差替え〉
70	見出し (上段)	基本 <u>姿勢</u>	70	見出し (上段)	基本 <u>足位</u>
	見出し (下段)	基本 <u>足位</u>		見出し (下段)	基本 <u>姿勢</u>
101	図	最上図	101	図	〈差替え〉
106	図	レイヤー	106	図	〈差替え〉
187 ↳ 190		2 色彩の原理	187 ↳ 193		〈「美容技術理論 1」7章 ヘアカラーリングの記述を引用 一部加筆・修正〉

※その他、用字・用語の統一・整理を行った。

理容技術理論 2

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
35	4	…ひげは特にその傾向が強い。	35	4	…ひげは特にその傾向が強い。 <u>詳しくは、巻末を参照。</u>
	図 (上段)	あごひげ			〈削除〉
	図 (上段)	あごひげ			〈削除〉
36	図 (上段)	ほおひげ	36		〈削除〉
	図 (下段)	ほおひげ			〈削除〉
42	24～26	…剃ることで <u>表面の古くなった角質が薄く取れ、ピーリング効果もある。それにより肌に透明感が生まれ、肌のくすみが取れて明るい肌になる。…</u>	42	24～25	…剃ることで肌に透明感が生まれ、明るい肌になる。…
43	32	⑤女性の毛は細くてやわらかいうぶ毛なので、シェービングの際、抵抗がない。かたいひげと同じ対皮角度で剃ると、 <u>根本から剃ることが難しい。そのため、レザーを少し立て、対皮角度を大きくする必要がある。</u>	43	22～26	⑤女性の毛は細くてやわらかいうぶ毛なので、シェービングの際、抵抗がない。かたいひげと同じ対皮角度で剃ると、 <u>肌を傷めてしまう。そのため、対皮角度は肌への負担がない角度で行い、ソープや化粧料でうぶ毛を浮かせて、刃の滑りをよくして剃ることが大切である。</u>
44	1				
45	20～24	図中の①、②、③、④はバックハンドで剃る。⑤はフリーハンドで、頸を美しく見せるために頸椎まで剃る。なお、三つ襟の左右の先端は、肩先の方向に形づける。 <u>また、図中の③、④をペンシルハンドで下から剃り上げる方法もある。</u>	45	20～26	図中の①、②はバックハンドで剃る。 <u>③、④はペンシルハンドで剃る。</u> ⑤はフリーハンドで、頸を美しく見せるために頸椎まで剃る。 なお、三つ襟の左右の先端は、肩先の方向に形づける。 <u>三つ襟の中心部は、両サイドの1/3が目安である。首の太さやバランスを考慮して決定する。左右の髪際部は、はっきり出し、後頭部はうぶ毛をいかして三つ襟になるようにする。</u>
	図	三つ襟		図	〈差替え及び追加〉
50	表中	シェーフット			〈削除〉
107	3～4	②角化繊維細胞からなる縦繊維が多くあり、その間には <u>間充物質 (Cケラチン・マトリックス*)</u> が詰まっている。	106	3～4	②角化繊維細胞からなる縦繊維が多くあり、その間には <u>細胞間脂質</u> が詰まっている。
	6～8	④コルテックスには吸水性のAコルテックスと <u>はっ水性のBコルテックスがあり、均等に混在している</u> と直毛で、 <u>偏在していると縮毛である。</u>		6～9	④コルテックスには、 <u>水になじみやすい親水性のコルテックスと、水になじみにくい疎水性のコルテックスがある。この2つが均等に分布しているのが直毛であり、一方に偏って多く存在しているのが縮毛である。</u>
	11～13	<u>毛髪</u> の中心部であるが、 <u>なんのためにあるのか分かっていない。髄質がある毛もあり、ない毛もある。また、とぎれとぎれのものもある。気泡があり、白髪に関係している。</u>		12～13	<u>毛髪</u> の中心部にあり、 <u>細い毛髪や新生児の髪などには存在しないこともある。</u>

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
107	側柱	<u>*Cケラチン・マトリックス</u> <u>毛皮質の細かい繊維の間隙に詰まっているゼラチン状のものをいう。</u>			<削除>

※その他、用字・用語の統一・整理を行った。

理容実習 1

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
97	2	目的とするデザインによりロッドの形状の <u>違う</u> ものを使えば、…	97	2	目的とするデザインによりロッドの形状の <u>異なる</u> ものを使えば、…
122	2～3	短髪の場合で毛先がそろっている場合や、毛先を <u>しっかりと</u> かけたい場合などに…	122	2～3	短髪の場合で毛先がそろっている場合や、毛先 <u>にしっかりと</u> かけたい場合などに…

美容技術理論 1

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
71 5 72	37 5 1	…変化して見えてしまう <u>ことがカニツツァ(注5)に</u> <u>よって報告されている。</u>	71 5 72	37 5 1	…変化して見えてしまう。
72	側注	(注5) <u>カニツツァ</u> <u>ゲシュタルト心理学の流れをくむイタリアの著名</u> <u>な知覚心理学者。主観的輪郭線で有名。</u>	73	側注	(注5) <u>主観的輪郭線</u> <u>カニツツァによって報告されている。カニツツァ</u> <u>はゲシュタルト心理学の流れをくむイタリアの著</u> <u>名な知覚心理学者。</u>
131	側注	マーセルアイロン …1872年にフランスの <u>マーセル・グラトー</u> によっ て…	131	側注	マーセルアイロン …1872年にフランスの <u>マルセル・グラトー</u> によっ て…
	15～17	<u>時代は過ぎ19世紀中ごろ、フランスのパリで</u> <u>マーセル・グラトー (Marcel Grateau, 1852～</u> <u>1936年) が発明したマーセルアイロンを使ってウ</u> <u>エーブをつけることが、婦人の間でもてはやされ</u> <u>た。</u>		15～17	<u>19世紀中ごろ、フランスのマルセル・グラトー</u> <u>(Marcel Grateau, 1852～1936年) が発明した</u> <u>マーセルアイロンを使ってウエーブをつけること</u> <u>が、婦人の間でもてはやされた。 (マーセルは英</u> <u>語読み)</u>
132	表中	●パーマネントウエーブをはじめとする美容関係 の歴史 1872 (明治5) 年 <u>マーセル・グラトー</u> がマーセル ウエーブを発明 <u>マーセル・グラトー</u> (フラン ス)	132	表中	●パーマネントウエーブをはじめとする美容関係 の歴史 1872 (明治5) 年 <u>マルセル・グラトー</u> がマーセル ウエーブを発明 <u>マルセル・グラトー</u> (フラン ス)

※その他、用字・用語の統一・整理を行った。

美容技術理論 2

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
22	17~18	…脂腺のはたらきを助けるために、油分とともに水分を補う <u>クリーム</u> がよい。	22	17~18	…脂腺のはたらきを助けるために、油分とともに水分を補う <u>オイル (クリーム)</u> がよい。
77	図	皮膚の断面	77	図	〈毛孔を指す位置を修正〉
80	図	色相環 <small>しきそうかん</small>	80	図	色相環 <small>しきそうかん</small> を回転させて、黄を12時の位置に修正
188	表	●ドレスコードの目安	188	表	〈削除〉

※その他、用字・用語の統一・整理を行った。

美容実習 1

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
17		①耳の後ろにはシャワーヘッドを直接あてず、 <u>親指</u> を伝わって…	17		①耳の後ろにはシャワーヘッドを直接あてず、 <u>母指</u> を伝わって…
162	写真	アイロンカールの基本技術 長い毛の上巻き ②の写真内の記述 左手で持つストランドは、ロッドを挟んで、 <u>いつも</u> グループと反対側になるように注意する。	162	写真	左手で持つストランドは、ロッドを挟んで、グループと反対側になるように注意する。

※その他、用字・用語の統一・整理を行った。

社会福祉

頁	行	旧 (2025年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
33	図3-2	雇用保険制度の概要	33	図3-2	〈差替え〉
40	17～18	社会福祉法人とは、社会福祉法に基づき、 <u>国</u> 又は都道府県知事等の認可により設立される民間の非営利公益法人で、…	42	17～18	社会福祉法人とは、社会福祉法に基づき、 <u>厚生労働大臣</u> 又は都道府県知事等の認可により設立される民間の非営利公益法人で、…
44	10～27	②ドメスティック・バイオレンス (DV) の防止	46	10～28	〈差替え〉
45	21～22	…幼児教育・保育にかかる利用料の無償化が2019 (令和元) 年10月から実施されている。	47	22～23	…幼児教育・保育にかかる利用料の無償化 <u>(*)</u> が2019 (令和元) 年10月から実施されている。
				側注	<u>*認可外保育園については、国が定める基準を満たす必要がある。</u> 〈追加〉
52	6～8	…また、 <u>保険料の支払は高齢者の年金からの天引き (特別徴収) あるいは窓口での徴収 (普通徴収) を選択できる。</u>	54	6～8	…また、 <u>保険料は原則として年金からの特別徴収 (天引き) により徴収され、対象とならない場合は普通徴収 (納付書払いや口座振替) となる。</u>
			58	10～24	(5) 地域共生社会の実現 〈追加〉
			64 ↳	27 ↳	(5) フレイルとサルコペニア 〈追加〉
			65	5	
68	18～25	II ボディ・イメージ			〈削除〉
	26～32	III フラストレーション			〈削除〉
69	6～12	障害が人格に及ぼす… (中略) …事実である。			〈削除〉

※その他、用字・用語の統一・整理を行った。

高等科 化学

頁	行	旧 (2023年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
18	図10	(「気体」から「固体」への放熱の矢印) 昇華	18	図10	(「気体」から「固体」への放熱の矢印) 凝華
19	4	…示すものもあるが、これを昇華とよぶ(図10参照)。	19	4~5	…示すものもあるが、これを昇華とよぶ。また、 <u>逆に気体が直接固体になる変化を凝華とよぶ</u> (図10参照)。
39	表5	「ニッケル黄銅」、「Cu 720, Zn 200, Ni 30」	39	表5	「ニッケル黄銅、 <u>白銅及び銅</u> 」、「Cu 750, Zn 125, Ni 125」

高等科 保健

頁	行	旧 (2024年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
					※全般的に分かりやすい文章表現になるように見直しを実施しました。詳しくは教科書でご確認ください。 なお、用語や図表等の変更箇所は下記のとおりです。
7	表1	身長・体重平均値	7	表1	〈差替え〉
10	19	胸骨 (鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨、胸椎、…)	10	9	体幹骨 (鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨、胸椎、…)
15	図1	平均余命の推移	15	図1	〈差替え〉
17	図2	主要死因別にみた死亡率 (人口10万人対) の推移	17	図2	〈差替え〉
19	表1	主要死亡順位	19	表1	〈差替え〉
20	表2	年齢階級別にみた不慮の事故による死亡の状況	21	表2	〈差替え〉
22	図	ブレスローの7つの条件図			〈削除〉
23	図3	健康的な生活習慣の構成要素			〈削除〉
25 5	9 5	2 休養			〈削除〉
26	16				
26	表	休養の分類と意義			〈削除〉
26 5	表	健康づくりのための休養指針			〈削除〉
27			27	表	〈追加〉 <u>全世代に共通の「睡眠5原則」</u>
28	表4	<u>健康づくりのための睡眠指針2014</u>	28	表4	〈差替え〉
29	表	<u>健康づくりのための身体活動基準2013 (概要)</u>	28	表5	〈差替え〉
32 5	20 5	2 欲求と適応			〈削除〉
34	6				
33	表	適用制限についての種類 (①～⑧)			〈削除〉
35	表	たばこに含まれる有害物質の作用 (浅野牧茂)			〈削除〉
43	図6	図6 年齢層別・状態別人口10万人当たり交通事故死者数 (令和元年)	41	図5	〈差替え〉
61 5	22 5	2 加齢現象			〈削除〉
62	19				
62	図2	加齢にともなう生理機能の低下			〈削除〉
62 5	20 5	3 壮年期と労働衛生			※「壮年期」と「労働衛生」を切り分けて見直し
65	1				

頁	行	旧 (2024年4月1日発行)	頁	行	新 (2026年4月1日発行)
71	表1	旅行者下痢症からよく分離される病原体			<削除>
72	表2	日本国内のエイズ患者および感染者数 (累計)			<削除>
	表3	世界の地域別HIV感染者数 (推定中央値)			<削除>
	図1	新規HIV感染者・エイズ患者報告数の推移			<削除>
74 5 78	6 5 21	2 <u>人畜共通感染症</u> 3 <u>環境衛生活動と食品衛生活動</u>	74 5 77	17 5 25	※「人畜共通感染症」を削除し、「環境衛生」及び「食品衛生」に切り分けて見直し
76	図2	図2 食中毒患者数の年次推移	76	図1	<差替え>
			77	表1	<追加> 表1 <u>原因物質別の食中毒事件・患者・死者数</u>
77	表4	表4 原因施設別の食中毒事件・患者・死者数	78	表2	<差替え>
79	図1	わが国の保健行政組織のあらまし	79	図1	<差替え>
付録6-1		感染症の種類 (感染症法に基づく分類) と対応・措置	付録6-1		<差替え>
付録6-2		感染症の種類 (感染症法に基づく分類) と対応・措置、感染症の類型と対応する医療機関	付録6-2		<感染症の類型と各感染症についての説明を加えた表に差替え>
付録7		「※公害健康被害補償法 (昭和49年9月施行) により、大気汚染が著しく、その影響による <u>気管支喘息</u> などの疾病が多発している…」	付録7		「※公害健康被害補償法 (昭和49年9月施行) により、大気汚染が著しく、その影響による <u>非特異的疾患</u> が多発している…」
参考図書		「令和2年版交通安全白書」内閣府	参考図書		「国民衛生の動向2025/2026」 一般財団法人厚生労働統計協会、2025 「令和7年版交通安全白書」内閣府